

新潟市車いす身体障がい者健康診査事業要綱

（目的）

第1条 常時車いすを使用する身体障がい者に対して、健康診査を実施することにより、褥瘡、変形、膀胱機能障害等の発生を予防することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業は、新潟市が行い、事業の一部を適当と認める医療機関等に委託する。

（診査対象者）

第3条 本市に住所を有する在宅の障がい者で、日常生活において常時車いすを使用している18歳以上の者。

（診査の実施）

第4条 新潟市車いす身体障がい者健康診査事業は次の各号に掲げる方法により実施する。

- （1）診査項目及び方法は別紙のとおりとし、特に記載の無い事項については、新潟市特定健康診査等実施要領及び同要領別紙特定健康診査項目及び判定基準に準ずるものとする。
- （2）健康診査は年1回、期間を定めて実施する。

（実施医療機関の役割）

第5条 診査を担当した医療機関等（以下、「実施医療機関」という。）は、診査結果について、各検査ごとに所定の方法で判定し、総合的に判断を行う。その結果は、褥瘡、変形、膀胱機能障害等の有無及び精密検査の要否を付して受診者及び新潟市に、通知をする。また受診者に対しては、総合的判断に基づいて必要な指導を行う。

（記録及び指導）

第6条 新潟市は、診査結果に基づき、受診者ごとに記録を整備するとともに、褥瘡、変形、膀胱機能障害等が認められる場合には、必要な指導を行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に際し、必要な事項は障がい福祉課長が別に定める。

附則

この要綱は平成7年10月1日より施行する。

附則

この要綱は平成19年4月1日より施行する。

附則

この要綱は平成20年4月1日より施行する。

附則

この要綱は平成30年4月1日より施行する。

附則

この要綱は令和3年7月1日より施行する。

別紙

車いす障がい者健康診査診査項目及び方法

診査項目及び方法は次のとおりとする。ただし、診査項目のうち、心電図検査、眼底検査、貧血検査、X線検査については医師の判断に基づき、選択的に実施する。

ア 問診

問診に当たっては、現状の症状、既往症、家族歴、嗜好、過去の健康診査受診状況等を聴取する。

イ 身体計測

原則として身長、体重を測定し、比体重等を算定する。

ウ 検尿

随時に採取した尿について、尿中の糖、蛋白、潜血を検査する。

エ 血圧測定

最大血圧及び最小血圧を測定する。

オ 理学的検査

ア～エまでの結果等を勘案し、視診、打聴診、腹部触診、運動機能診断その他必要な検査を実施する。

カ 循環器検査

(ア) 心電図検査

安静時の標準12誘導心電図を記録する。

(イ) 眼底検査

眼底カメラにより撮影する。撮影は、乳頭部位、上耳側動静脈部位、下耳側動静脈部位及び黄斑乳頭を両端におさめた部位の4枚を原則とする。

キ 血中脂質検査

総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール及び中性脂肪を測定する。

ク 貧血

検査血液中の赤血球数，血色素量（ヘモグロビン値）及びヘマトクリット値を測定する。

ケ 肝機能・腎機能検査

A S T，A L T， γ —G T，血清クレアチニン，e G F R，血清尿酸，血清総蛋白質を測定する。

コ 血糖検査

空腹時又は随時に採取した血液について，空腹時又は随時の血糖及びH b A 1 c を測定する。

サ 胸部X線検査（単純撮影）

胸部X線写真の読影は，原則として十分な経験を有する医師によって行うものとする。